

市民委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「市民一人ひとりが主役のまちづくり」の実現のため、市民委員会を設け、市民と行政の有機的連携を強化し、市政への市民参加を積極的に図り、市民のまちづくりに対する意見を施策に反映していくことを目的とする。

(補助対象)

第2条 まちづくりに対するアイデア・方法などを行政に反映するため、都留市民で自発的に活動するサークル・団体等を市民委員会として位置づけ、まちづくり事業等に関するテーマを中心とした活動から報告書の作成に至るまでの諸経費を補助する。

(対象活動)

第3条 市民委員会の対象となるまちづくり事業等の活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 文化的なまちづくりに関すること。
- (2) 活力あるまちづくりに関すること。
- (3) 心のふれあうまちづくりに関すること。
- (4) みんなで支えあうまちづくりに関すること。
- (5) 安全快適で美しい生活環境づくりに関すること。
- (6) 個性豊かで魅力あるまちづくりに関すること。
- (7) その他、市民委員会の目的に必要と認められる活動。

(認定)

第4条 サークル・団体等が市民委員会として認定を受けようとするときは、市民委員会企画書を市長に提出するものとする。

2 市長は、市民委員会企画書の内容を審査し、適当と認めたときは市民委員会として認定し、申請者に認定通知書を送付する。

(補助金の額)

第5条 サークル・団体等が行う活動についての補助金の額は、活動事業費の全額とし、その額が300,000円を超えるときは、300,000円とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 市民委員会として認定されたサークル・団体等が、補助金の交付を受けようとするときは、都留市補助金等交付規則により手続を行うものとする。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、市民部地域環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

